

基礎研 レポート

韓国における給付付き税額控除 制度の現状と日本へのインプリ ケーション—軽減税率より給付付き税額控除？—

生活研究部 准主任研究員 金 明中
(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

1—はじめに¹

韓国では税制による所得支援で勤労貧困層の勤労インセンティブを高めるとともに、所得を捕捉するインフラを構築し社会保険料負担の衡平性及び制度運営の効率性を高める目的で2008年1月1日から「勤労奨励税制」という名で給付付き税額控除制度を導入している。

勤労奨励税制(EITC: Earned Income Tax Credit) とは、ひとことで言うと「低所得者がより働くことを支援するための補助金」のことである。日本では一般レベルではまだなじみのない制度だが、経済学者を中心に知られており、1975年にアメリカで最初に導入され、現在ではイギリス、カナダ、フランス、スウェーデン、オランダ、韓国など多数の国で実施されており、アメリカでは導入から四半世紀以上経過している。

給付付き税額控除といっても、日本では同様の制度がないため、どのような制度であるかぱっとしない人が多いと思われる。鎌倉(2010)は給付付き税額控除を次のように説明している。「給付付き税額控除とは、文字通り、社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みである。具体的には、所得税の納税者に対しては税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては現金給付を行うというものである。その考え方の源泉は、フリードマンの負の所得税に求められる。」²

韓国版給付付き税額控除制度である勤労奨励税制は、職を持っていても所得が少なく、経済的に苦しい状況に追い込まれている勤労貧困層へ勤労所得別に算定されている奨励金を支給することで勤労インセンティブを高め、一定の実質所得を支援するための勤労連携型所得支援制度である。既存の公的扶助を中心とする福祉政策(welfare)が勤労有無に関係なく一定水準までの所得を補助していることに比べ、勤労奨励税制は働けば働くほど総所得が増えるように補助金を支給する制度(workfare)である。つまり、勤労貧困層の勤労活動に経済的支援をすることにより、脱貧困や所得格差の緩和だけでなく、福祉給付に対する依存から労働市場への参加への誘引をするという目的も持った制度なのである。

¹ 本稿は、金明中(2011)「[韓国における勤労奨励税制\(EITC\)の現況](#)」『ニッセイ基礎研REPORT』2011/10/24を最新の内容に合わせて修正・補完したものである。

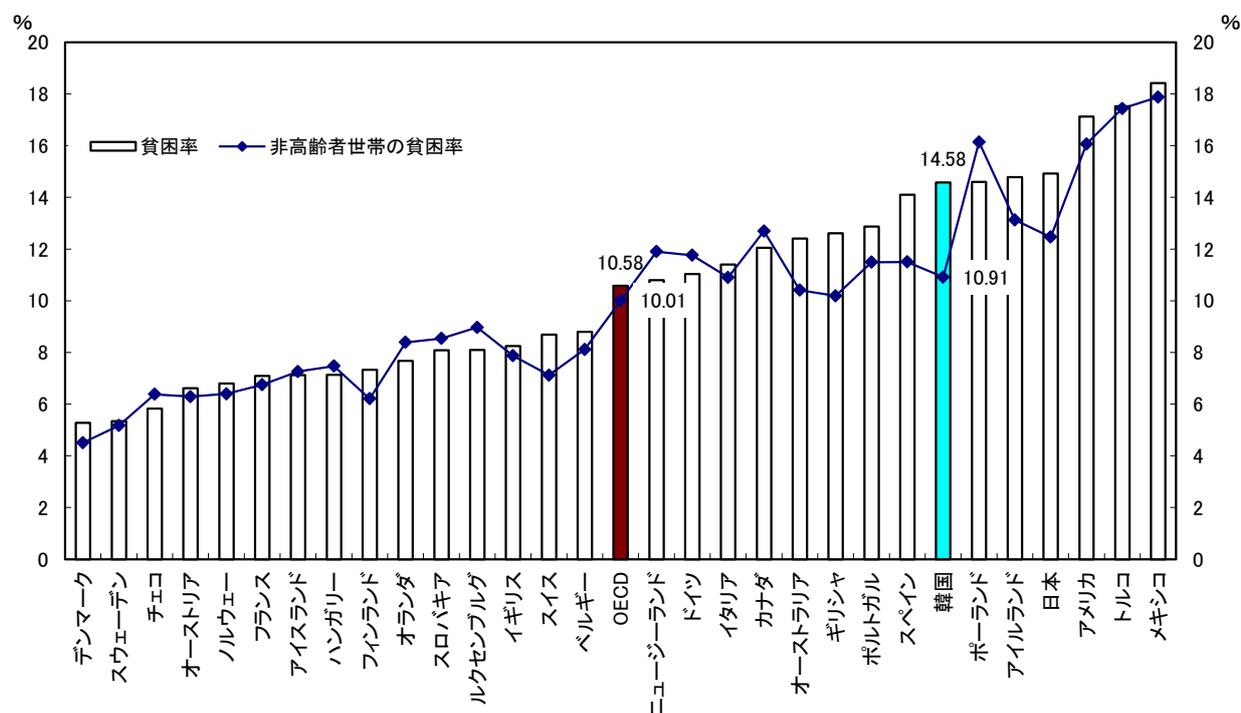
² 鎌倉治子(2010)「諸外国の給付付き税額控除の概要」調査と情報—ISSUE BRIEF— No. 678から引用。

2—韓国における勤労奨励税制の導入背景と導入過程

この節では韓国政府が勤労奨励税制を導入する背景となった、韓国における貧困率や勤労貧困層の現状を OECD のデータや先行研究を用いて説明したい。

図表 1 は OECD 諸国における相対的貧困率³ や勤労世代の相対的貧困率³を示しており、2000 年代半ばの韓国の相対貧困率は 14.6%で OECD 諸国の平均貧困率 10.6%を大きく上回っている。

図表 1 OECD 諸国における貧困率や勤労世帯の貧困率



出所) OECD(2009) *Employment Outlook*

イビョンヒ・その他(2010)は、韓国における勤労貧困層の実態を把握するために OECD のデータを用いて世帯を「高齢者世帯」と「非高齢者世帯」に区分して OECD 平均と比較している。分析の結果、「高齢者世帯の貧困率」は 48.5%で、OECD 平均 13.7%を大きく上回った。韓国において高齢者世帯の貧困率が高い理由としては公的年金がまだ給付面において成熟していないことが挙げられる。

一方、非高齢者世帯の貧困率は 10.9%で OECD 平均 10.1%を少し上回った。但し、全貧困世帯のうち、「高齢者世帯」が占める割合は 21.9%で、OECD の 32.1%より低く現れ、韓国では働く世帯の勤労問題がより大きいことがうかがえる(図表 2)。このように韓国における全貧困世帯のうち、「現役世帯」に占める貧困率が高い理由としては、高齢化率が未だ高くないことに加え、雇用のミスマッチにより若者の多くが労働市場に参加していないこと、雇用者のうち、相対的に所得水準が低い非正規労働者の割合が高いこと、現役世代に対する政府の所得保障政策が十分ではないこと等が考えられる。

³ OECD による定義は等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った値)が、全国民の等価可処分所得の中央値の半分に満たない国民の割合のこと。

図表 2 貧困率の比較(韓国対 OECD 平均)

単位: %

		韓国	OECD平均
全人口の貧困率		14.6	10.6
世帯主の 年齢基準	高齢者世帯の貧困率 (高齢者貧困世帯/高齢者世帯)	48.5	13.7
	(A)非高齢者世帯の貧困率 (非高齢者貧困世帯/非高齢者世帯)	10.9	10.0
全貧困世帯のうち、「高齢者世帯」が占める割合 (高齢者貧困世帯/全貧困世帯)		21.9	32.1

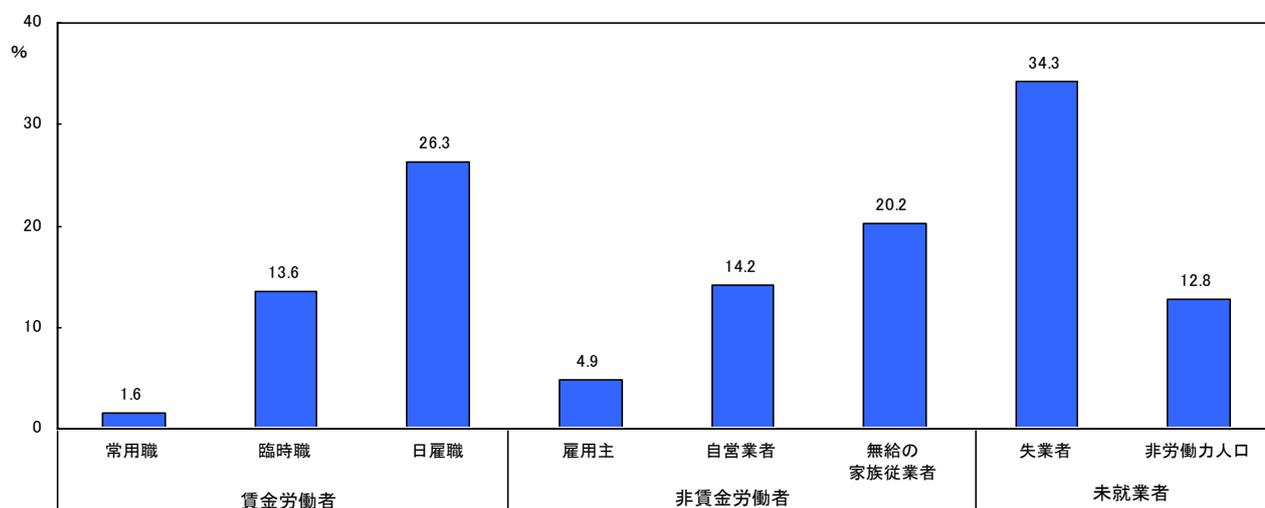
注) 高齢者世帯: 世帯主が65歳以上

非高齢者世帯: 世帯主が15~64歳

出所) イビョンヒ・その他(2010)『勤労貧困の実態と支援政策』14頁, OECD(2009a), “Is Work the Best Antidote to Poverty?”, *Employment Outlook*, Geneva: OECD、OECD(2009b), “The Jobs Crisis: What Are the Implications for Employment and Social Policy”, *Employment Outlook*, Geneva: OECD. より作成.

このように韓国における現役世代の主な貧困の原因は、不安定な仕事(precarious work)から来たものだと考えられる。ノデミョン(2009)は、現役世代のうち、失業者の約3分の1、日雇い労働者の約4分の1が貧困層であると推計している(図表3)。

図表 3 現役世代の従事上地位別貧困率



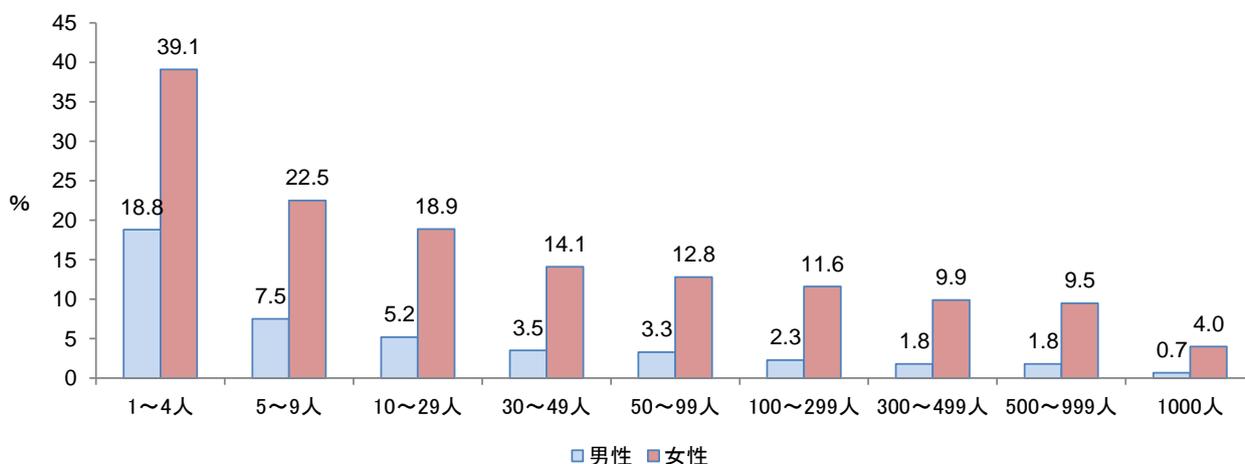
出所) ノデミョン・その他(2009)『勤労貧困層支援政策改編方案研究』韓国保健社会研究院

また、キムヨンミ(2009)は、企業規模が小さいほど勤続年数が短く、低賃金労働者の割合が高いという分析結果を出しており、従業員数1~4人の事業所における低賃金者⁴の割合は男性が18.8%、女

⁴ 低賃金は中位賃金の50%以下として定義している。

性が 39.1%で 1000 人以上の男性 0.7%、女性 4.0%より高く現れた(図表 4)。

図表 4 企業規模別低賃金労働者の割合



注) 低賃金は中位賃金の 50%以下として定義

出所) キムヨンミ「零細事業所の従事労働者の実態と移動」

イビョンヒ・その他(2009)『雇用安全網と活性化戦略研究』韓国労働研究院

以上のような結果から見ると、韓国政府が勤労奨励税制を導入したのは、近年の経済のグローバル化、産業構造の変化、そして労働力の非正規化の進行などにより所得格差が拡大し勤労貧困層が大きく増加したことが原因だと考えられる。特に「次上位階層⁵」として言われている勤労貧困層は、国民基礎生活保障制度⁶のような公的扶助制度や老齢、疾病、失業等の際に利用できる公的社会保険制度の適用から除外されているケースが多く、貧困から抜け出せない状況に置かれている。2002年時点での次上位階層の社会保険加入率は、国民年金 36.7%、雇用保険 27.7%、労災保険 59.7%、健康保険 98.2%で健康保険を除けば、次上位階層の相当数が公的な社会安全網から排除されていることが分かる⁷。このように次上位階層の公的社会保険加入率が低い理由は、彼らの多くが社会保険の適用対象ではない非正規労働者として働いているからである。そこで、韓国政府は勤労とリンクした給付を通じて勤労インセンティブを高めることにより、勤労貧困層が貧困から脱出して少しでも経済的に自立できるような環境を作るとともに、まだ十分に整えられていない社会安全網を拡大することを目指しアジアでは初の勤労奨励税制を導入した。

すなわち、勤労奨励税制の施行により、韓国における社会安全網は、既存の公的社会保険や公的扶助制度である国民基礎生活保障制度から構成された 2 階建ての社会安全網から 3 階建てに変わり、所得保障システムが以前より少し手厚くなった(図表 5)。

⁵ 所得が最低生計費の 120%以下かつ公的扶助制度である国民基礎生活保障制度の給付対象から除外された所得階層。

⁶ 日本の生活保護制度に当たる。

⁷ ジョソンジュ・その他(2008)「韓国の勤労奨励税制(EITC)と女性の：実証分析と政策課題政策課題」51 頁、韓国女性政策研究院

図表 5 勤労奨励税制実施前後の社会安全網の構成

	一般国民	勤労貧困層(次上位階層)	貧困層
勤労奨励税制導入以前 【二つの社会安全網】	社会保険 (1次安全網)□		国民基礎生活制度 (2次安全網)□
勤労奨励税制導入以後 【三つの社会安全網】	社会保険 (1次安全網)□	勤労奨励税制 (2次安全網)	国民基礎生活制度 (3次安全網)□

出所) 韓国国税庁ホームページ

3—韓国における勤労奨励税制の導入過程や概要

1 | 勤労奨励税制の導入過程や変化

韓国における勤労奨励税制は2003年に盧武鉉大統領の政権引受委員会がEITCの導入を提示したことをきっかけに導入が推進され、2006年12月26日に勤労奨励税制関連法規(租税特例制限法第100条の2及び第100条の13)を制定してから、2008年1月1日から施行(給付の支給は2009年9月から)している⁸(図表6)。

図表 6 韓国における勤労奨励税制の導入過程や沿革

時期	主な内容
2003年02月	盧武鉉 元大統領当選者の政権引受委員会がEITCの導入を提示
2005年08月	政府、EITCの導入を決定
2005年10月	国税庁に「所得把握インフラ推進団」を設置
2005年12月	財政經濟部に「EITC推進企画団」を設置
2006年12月	勤労奨励税制を盛り込んだ法律(租税特例制限法)を公布
2008年01月	勤労奨励税制を施行
2008年12月	租税特例制限法を改正→受給対象や年間最大給付額を拡大 — 受給対象:子ども2人以上を扶養する世帯 → 子ども1人以上を扶養する世帯 — 年間最大給付額:80万ウォン → 120万ウォン
2009年09月	勤労奨励金の支給を開始
2012年9月	租税特例制限法を改正→受給対象や年間最大給付額を拡大 — 受給対象:子ども1人以上を扶養する世帯 → 子どもがいない世帯 雇用者 → 雇用者、保険販売員、訪問販売員 — 年間最大給付額:120万ウォン → 200 — 住宅基準:無住宅あるいは時価基準が5千万ウォン以下の住宅を一軒のみ所有→無住宅あるいは時価基準が6千万ウォン以下の住宅を一軒のみ所有
2015年09月	勤労奨励金を引き上げ、子ども奨励金の新設、自営業者までの支給拡大を実施 世帯の全員の財産(住宅、土地、建物、預金等)が合計で1億ウォン未満 → 世帯の全員の財産(住宅、土地、建物、預金等)が合計で1億4千万ウォン未満

出所) 韓国国税庁ホームページ等を参考に筆者作成

⁸ 韓国におけるEITC制度の仕組みは基本的にアメリカの制度を参考としている。

勤労奨励税制は、導入以降、数回にわたり改正案が発表され、適用対象を段階的に拡大している。例えば、2011年の改正案では世帯基準が変わり、扶養する子どもがいない世帯（有配偶者世帯）にも勤労奨励税制が適用されることになった。また、2012年の改正案により2013年からは配偶者や扶養する子どもがいない60歳以上の高年齢者一人世帯も適用対象になった。さらに、2013年の改正案により2015年から勤労奨励金が引き上げられ、子ども奨励金が新設された。その主な内容は図表7を参照していただきたい。

図表7 韓国におけるEITCの主な変化

区分	最初導入案	2008年改正案 (2009年適用)	2011年改正案 (2012年適用)	2012年改正案 (2013年適用)	2013年改正案 (2014年適用)	2013年改正案 (2015年適用)
対象	対象者	雇用者		雇用者、保険販売員、訪問販売員		雇用者、保険販売員、訪問販売員、自営業者
	除外者	前年度に国民基礎生活保障制度から給付をもらった者			申請年度の3月中に国民基礎生活保障制度から給付をもらった者	
世帯基準	18歳未満の子ども 2人以上	18歳未満の子ども 1人以上	扶養する子どもがいない でも適用、有配偶者 世帯も追加	対象者が60歳以上である場合、配偶者あるいは扶養する子どもいなくても適用		
総所得基準	夫婦合算1,700万ウォン未満		扶養する子どもなし:1,300万ウォン未満 扶養する子ども1人:1,700万ウォン未満 扶養する子ども2人:2,100万ウォン未満 扶養する子ども3人:2,500万ウォン未満		単身世帯:1,300万ウォン未満 片働き世帯:2,100万ウォン未満 共働き世帯:2,500万ウォン未満	
住宅基準	無住宅	無住宅あるいは時価基準が5千万ウォン以下の住宅を一軒のみ所有	無住宅あるいは時価基準が6千万ウォン以下の住宅を一軒のみ所有			
財産基準	世帯の全員の財産(住宅、土地、建物、預金等)が合計で1億ウォン未満					世帯の全員の財産(住宅、土地、建物、預金等)が合計で1億4千万ウォン未満
最大給付額	-	120万ウォン	扶養する子どもなし:70万ウォン 扶養する子ども1人:140万ウォン 扶養する子ども2人:170万ウォン 扶養する子ども3人:200万ウォン		単身世帯:70万ウォン 片働き世帯:170万ウォン 共働き世帯:210万ウォン	

注) 単身世帯：配偶者と扶養する子どもがいない60歳以上の高年齢者一人世帯

片働き世帯：配偶者あるいは扶養する子どもがいる世帯で共働きではない世帯

共働き世帯：前年度における世帯主とその配偶者のそれぞれの総給与額が300万ウォン以上である世帯

出所) イデウン・ゴンギホン・ムンサンホ (2015) 「勤労奨励税制の政策効果に関する研究」『韓国政策学会報』第24巻2号を参考に筆者が内容を補完。

2 | 勤労奨励税制の目的

韓国における勤労奨励税制は、低い所得が原因で経済的自立が難しい労働者や事業者（専門職は除外、2015年度から支給）世帯に対して世帯員数や年間給与総額等から算定された勤労奨励金を支給することにより、働くインセンティブを高めるとともに実質所得を支援する制度である。勤労奨励金の年間最大給付額は施行初期の120万ウォンから現在は210万ウォンまで拡大された⁹。

⁹ 施行初期には、世帯の所得が最低生計費の120%以下の人で、国民基礎生活保障制度の受給から除外された階層、いわゆる

図表 8 は既存の国民基礎生活保障制度との違いを示している。国民基礎生活保障制度とは、日本の生活保護制度に当たる公的扶助制度で、2000 年 10 月に従来の韓国における生活保護制度の問題点を改善する目的で導入された制度である¹⁰。

図表 8 国民基礎生活保障制度と勤労奨励税制の比較

	国民基礎生活保障制度	勤労奨励税制
施行年度	2000年	2008年
導入目的	貧困層の最低生活保障及び自活動成	勤労貧困層(次上位階層勤労世帯)の勤労インセンティブ誘発、実質所得支援
適用対象	最低生計費以下の勤労及び非勤労世帯	次上位階層勤労世帯
給付方式	現金及び現物給付	給付付き税額控除
給付内容	補足性の原理に基づき、給付が行われる	逦増、定額、逦減区間を設定 最大給付額年間210万ウォン
受給資格要件	所得要件、扶養者要件	総所得要件、扶養者要件、 住宅要件、財産要件
制度の性格	所得保障制度	勤労連携型所得支援制度
関連法規	国民基礎生活保障法	租税特例制限法
申請方式	申請主義＋行政からの指名適用	申請主義

出所) 国会立法調査処(2011)「勤労奨励税制運営実態及び改善方案」などより筆者作成

3 | 勤労奨励金の申請の手続きや申請基準

韓国における所得税の課税単位は個人単位であるが、勤労奨励税制は世帯単位で該当するか否かの審査がされる。勤労奨励税制の適用対象は導入初期から 2014 年までには雇用者に限定されていたが、2015 年からはその対象範囲が自営業者まで拡大された。但し、事業者登録をしていない事業者や弁護士、弁理士、公認会計士、医師、薬剤師等の専門職事業者は対象から除外される。施行初期に雇用者だけを対象とした理由は自営業者の所得捕捉率が雇用者に比べて低かったからである。

勤労奨励金の申請は定期申請と期間後申請に区分されており、定期申請は毎年 5 月 1 日から 6 月 1 日までに申し込むことになっている。一方、期間後申請の申請期間は毎年 6 月 2 日から 12 月 1 日までで、期間後申請をした場合は勤労奨励金と子ども奨励金¹¹が 10%ずつ減額され支給される。勤労奨励金の申請は税務署から案内がされる申請案内対象者¹²の場合、電話 (ARS)、携帯電話、モバイルウエ

「次上位階層」が主な対象者で、前年度の年間総所得が 1,700 万ウォン未満である労働者世帯に年間最大 120 万ウォンまでが支給された。

¹⁰ 金明中(2004)「IMF 体制以降の韓国の社会経済の変化と公的・私的社會支出の動向」-特集: IMF 体制後の韓国の社会政策-『海外社会保障研究』No.146

¹¹ 2015 年度からは申請者に扶養する子どもがいる場合に、子ども一人当たり年間最大 50 万ウォンが支給される子ども奨励金が新しく導入された。

¹² 前年所得を基準として勤労奨励金や子ども奨励金が受給できると判別された世帯。

ブ、インターネットからの申請か税務署を直接訪問して申請することができる¹³。

勤労奨励金や子ども奨励金を申請するためには次のような四つの基準を満たす必要がある。

①世帯基準

- 勤労奨励金：毎年12月31日現在、配偶者または満18歳未満の扶養する子どもがいるか、あるいは申請者が満60歳以上である必要がある。
- 子ども奨励金：毎年12月31日現在、満18歳未満の扶養する子どもがいる必要がある。

扶養する子どもは次の要件をすべて揃える必要がある。

- ・世帯主が扶養する子どもや同居している養子縁組した子ども。しかしながら一定の場合には孫や兄弟姉妹も扶養家族に含まれる¹⁴。
- ・前年度12月31日現在満18歳未満であること。但し重度の障がいがある者の場合年齢制限はない。
- ・年間の合計所得金額が100万ウォン以下である子ども。

②総所得基準

- 勤労奨励金：勤労奨励金を受給するためには前年度の夫婦合算総所得が図表9の基準額未満である必要がある(配偶者と扶養する子どもがいない60歳以上の高年齢者一人世帯は単身世帯として区分して支給)。

図表9 世帯別総所得基準金額

世帯員構成	単身世帯	片働き世帯	共働き世帯
総所得基準金額	1300万ウォン	2100万ウォン	2500万ウォン

注) 総所得＝事業所得＋勤労所得＋その他の所得＋利子・配当・年金所得

また、所得種類別所得の計算方法は次の通りである。

- ・事業所得＝総収入金額×業種別調整率
- ・勤労所得＝総給与
- ・その他の所得＝総収入金額－必要経費
- ・利子・配当・年金所得は、総所得に含まれる

- 子ども奨励金：夫婦合算総所得が年間4千万ウォン未満であること。

③住宅基準：勤労奨励金と子ども奨励金の基準が同一

¹³ 申請案内対象者でない場合は、インターネットや税務署のみで申請できる。

¹⁴ 親がいない孫や兄弟姉妹を扶養する者、親(父あるいは母のみがいるケースを含む)がいない孫や兄弟姉妹を扶養する者で、親の年間の合計所得金額が100万ウォン以下で、その父あるいは母が障がい者雇用促進法及び職業リハビリテーション法による重度の障がいがある者あるいは「5.18民主化運動」関連者補償等に関する法律で障がい等級3級以上に指定された者、父あるいは母のみいる孫を扶養する場合で、その父あるいは母が18歳未満であり、その父あるいは母の年間の合計所得金額が100万ウォン以下である者。

世帯全員が前年の6月1日時点で住宅を所有していないか、所有していても住宅の時価基準が6千万ウォン以下であること（一軒のみ）。

④財産基準：勤労奨励金と子ども奨励金の基準が同一

世帯全員が前年の6月1日時点で所有している財産（住宅、土地、建物、預金等）が合計で1億4千万ウォン未満である必要がある。財産に含まれるものの範囲と評価方法は図表10が詳しい。

図表 10 財産に含まれる項目と評価方法

財産の種類	含まれる財産の範囲	評価方法
土地及び建築物(住宅を含む)	財産税の賦課対象になる土地及び建物	課税標準額
乗用自動車	営業用の乗用自動車及び貨物自動車は除外	課税標準額
傳賃保証金 (賃借保証金を含む)	商店及び住宅の傳賃保証金(賃借保証金を含む)	契約書上の傳賃保証金(賃借保証金)
金融資産	個人別合計額が500万ウォン以上である預金・	金融資産の残高
有価証券	個人別合計額が500万ウォン以上である株式や債券、 積金、賦金、預託金、貯蓄性保険・投資信託	上場株式:最終価格 その他の有価証券:額面価格
ゴルフ会員権	会員制のゴルフ場が利用できる会員権	国税庁が告示する基準時価
不動産が取得できる権利	組合員入居権	既存建物の評価額精算金
	分譲権	所有基準日までの納入金額
	土地償還債権	額面価格
	住宅償還社債	額面価格

注1) 月々の家賃がいらぬかわり、契約時にまとまった保証金(チョンセ)を払う制度。

注2) 時価標準額: 地方税法上の課税標準(取得税、登録税、固定資産税など)を設定する際に使用する。

出所) 韓国国税庁ホームページ

上記の四つの基準以外に申請者は韓国国籍（韓国国籍者と婚姻している者を含む）であり、他の世帯員から扶養されてはならない。

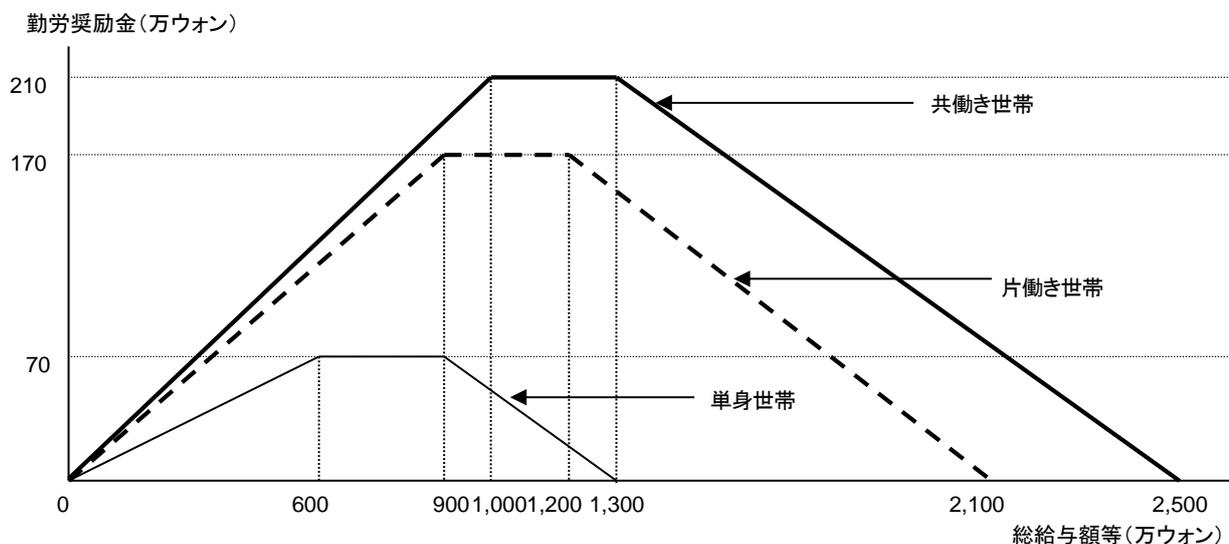
4 | 勤労奨励金の給付体系や支給状況

韓国における勤労奨励制度の給付体系の最も大きな特徴としては、勤労所得の水準により給付額が逡増区間(phase-in range)、定額区間(flat range)、逡減区間(phase-out range)という三つの区間に区分されることである。逡増区間(phase-in range)は、勤労所得が増加することにより勤労奨励金が定率で増加する区間、定額区間(flat range)は勤労所得の増加と関係なく最大給付額が支給される区間、逡減区間(phase-out range)は、勤労所得が増加することにより勤労奨励金が定率で減少する区間である。

例えば、単身世帯（配偶者や扶養する子どもがいない60歳以上の高年齢者一人世帯）の場合、年間総給与額等が600万ウォンまでが逡増区間であり、働けば働くほど総所得が増加する。また、年間総給与額等が600~900万ウォンの場合は70万ウォンが定額支給される。最後に年間総給与額等が900万~1,300万ウォンの場合は年間総給与額等が増加すれば増加するほど勤労奨励金が減額される(図

表 11)。世帯種類別勤労奨励金の計算方法は図表 12 の通りである。

図表 11 韓国における勤労奨励税制の仕組み



出所) 韓国国税庁ホームページ

図表 12 世帯種類別に応じた勤労奨励金が支給できる総給与額等の基準や計算方法

世帯員構成	総給与額等	勤労奨励金給付額
単身世帯	600万ウォン未満	総給与額等 × (70/600)
	600万ウォン以上 ~ 900万ウォン未満	70万ウォン
	900万ウォン以上 ~ 1,300万ウォン未満	70万ウォン - (総給与額等 - 900万ウォン) × (70/400)
片働き世帯	900万ウォン未満	総給与額等 × (170/900)
	900万ウォン以上 ~ 1,200万ウォン未満	170万ウォン
	1,200万ウォン以上 ~ 2,100万ウォン未満	170万ウォン - (総給与額等 - 1,200万ウォン) × (170/900)
共働き世帯	1000万ウォン未満	総給与額等 × (210/1000)
	1000万ウォン以上 ~ 1,300万ウォン未満	210万ウォン
	1300万ウォン以上 ~ 2,500万ウォン未満	210万ウォン - (総給与額等 - 1,300万ウォン) × (210/1,200)

注1)単身世帯:配偶者と扶養する子どもがいない60歳以上の世帯

片働き世帯:配偶者あるいは扶養する子どもがいる世帯で共働き世帯ではない世帯

共働き世帯:前年度における世帯主とその配偶者のそれぞれの総給与額が300万ウォン以上である世帯

注2)総給与額等=勤労所得の総給与額 + (事業所得総収入金額 × 業種別調整率)

出所) 韓国国税庁ホームページ

2015 年度からは申請者に扶養する子どもがいる場合に、子ども一人当たり年間最大 50 万ウォンが支給される子ども奨励金が新しく導入された。

勤労奨励金の支給実績を見ると、勤労奨励金の支給世帯は 2010 年の 52.2 万世帯から 2013 年には

84.6万世帯まで増加した。また、支給金額も同期間に4,020億ウォンから7,745億ウォンまで増加しており、制度が少しずつ定着しているように見える（図表13）。

図表13 勤労奨励金の支給世帯数や支給金額の推移

単位：万世帯、億ウォン

	申請世帯	支給世帯	支給率 (支給世帯/申請世帯)	全世帯に 占める割合	支給金額
2010	66.7	52.2	78.3	3.0	4,020
2011	93.0	75.2	80.9	4.3	6,140
2012	102.0	78.3	76.8	4.4	5,618
2013	106.0	84.6	79.8	4.6	7,745

出所) 韓国国税庁ホームページ

5 | 勤労奨励金や子ども奨励金が自営業者にも拡大・適用

2015年からは勤労奨励金や子ども奨励金が労働者のみならず自営業者にも拡大・適用されることになった。但し、弁護士、弁理士、公認会計士、医師、薬剤師等の専門職や事業者登録をしていない事業者は除外される。自営業者が勤労奨励金や子ども奨励金の給付を受け取るためには、労働者と同一の申請基準を満たさなければならない。また、次の手続きを事前に行う必要がある。

- 事業者登録：毎年12月31日まで。
- 付加価値税の確定申告：毎年1月26日まで。
- 事業者現況の申告：免税事業者の場合は事業者現況を申告する必要がある。毎年2月10日まで。
- 総合所得税の申告：毎年6月1日まで

自営業者への勤労奨励金や子ども奨励金の総給付額は、労働者世帯と同じく「夫婦合算総給与額等」を基準に支給される。但し、雇用者に比べて自営業者の所得捕捉が難しいことを考慮し、自営業者の総給与額等は業種別調整率を適用して計算する。図表14は業種別調整率を示しており、業種によって調整率が異なることが分かる。つまり、調整率が高い業種ほど所得捕捉率が低いので、調整率が高く設定されている。例えば、食堂を営んでいるAさんの年間総収入が3,000万ウォンで、配偶者が職場で1年間1,000万ウォンの給与を受け取った場合のAさん世帯の総給与額等は、2,350万ウォンになる(式1)。

$$\text{式1) Aさん世帯の総給与額等} = (3,000 \text{ 万ウォン (Aさんの年間総収入)} \times 0.45 \text{ (飲食店の調整率)}) + 1,000 \text{ 万ウォン (配偶者給与総額)} = 2,350 \text{ 万ウォン}$$

これは、図表9の総所得基準条件(共働き世帯)を満たしているため、式2の計算により、勤労奨励金として262,500ウォンが支給される。

$$\text{式2) 勤労奨励金} = 210 \text{ 万ウォン} - (2,350 \text{ 万ウォン (総給与額等)} - 1,300 \text{ 万ウォン}) \times (210/1,200) \\ = 262,500 \text{ ウォン}$$

しかしながら、年間総収入と配偶者の給与がAさんと同じである不動産賃貸業をしているBさん世帯の場合は、調整率が高く、総給与額が上がり、図表9の総所得基準条件（共働き世帯）を満たしていないので、勤労奨励金が支給されない（式3）。

$$\text{式3) Bさん世帯の総給与額等} = \text{Bさん世帯の (3,000 万ウォン (Bさんの年間総収入)} \times 0.9 \text{ (不動産賃貸業の調整率)} \\ + 1,000 \text{ 万ウォン (配偶者給与総額)} = 3,750 \text{ 万ウォン}$$

図表15は、自営業者世帯が事業所得のみである場合に勤労奨励金や子ども奨励金が申請できる年間総収入金額の上限額を示している。

図表14 業種別調整率

業種区分		調整率
A	卸売業	20%
B	小売業、自動車・部品販売業、不動産売買業、農林水産業、鉱業	30%
C	飲食店、製造業、建設業、電気・ガス・蒸気・水道事業	45%
D	宿泊業、運輸業、金融・保険業、商品仲介業、出版・映上・放送通信・情報サービス業、下水・廃棄物処理・原料再生・環境復元業	60%
E	サービス業(不動産、専門科学技術、事業施設管理、事業支援、教育、保健、社会福祉、芸術、スポーツ、余暇、修理・修繕、その他)	75%
F	不動産賃貸業、その他の賃貸業、フリーランス、個人の家事サービス	90%

出所) 韓国国税庁ホームページ

図表 15 自営業者世帯が事業所得のみである場合の年間総収入金額の上限額

単位: 万ウォン

業種区分	勤労奨励金			子ども奨励金
	単身世帯	片働き世帯	共働き世帯	扶養する子どもがいる世帯
A	6,500	10,500	12,500	20,000
B	4,333	7,000	8,333	13,333
C	2,888	4,666	5,555	8,888
D	2,166	3,500	4,166	6,666
E	1,733	2,800	3,333	5,333
F	1,444	2,333	2,777	4,444

出所) 韓国国税庁ホームページ

4— 勤労奨励税制の効果分析や今後の課題

図表 16 は、勤労奨励税制 (EITC) の導入による余暇時間と労働時間の選択に関して説明している。つまり、勤労奨励税制を実施することにより、労働市場に参加していない人々の無差別曲線¹⁵が U_0^I から U_1^I に移動して労働市場の参加率と労働時間が両方とも増加する効果が発生している。次にすでに労働市場に参加している人々の場合は、逡増区間 (phase-in range、勤労所得が増加することにより勤労奨励金が定率で増加する区間) では、労働の代わりに余暇を選択した場合の費用が増加するので、労働時間を増やすことも考えられるが、代替効果¹⁶と所得効果¹⁷が両方とも現れるので労働時間に与える影響は明確だとは言えない。一方、定額区間 (flat range、勤労所得の増加と関係なく最大給付額が支給される区間) では、無差別曲線が U_0^{II} から U_1^{II} に移動して代替効果が存在しなくなるので労働時間は減少する。最後に逡減区間 (phase-out range、勤労所得が増加することにより勤労奨励金が定率で減少する区間) では、 U_0^{III} から U_1^{III} に移動して労働時間が減少することになる¹⁸。

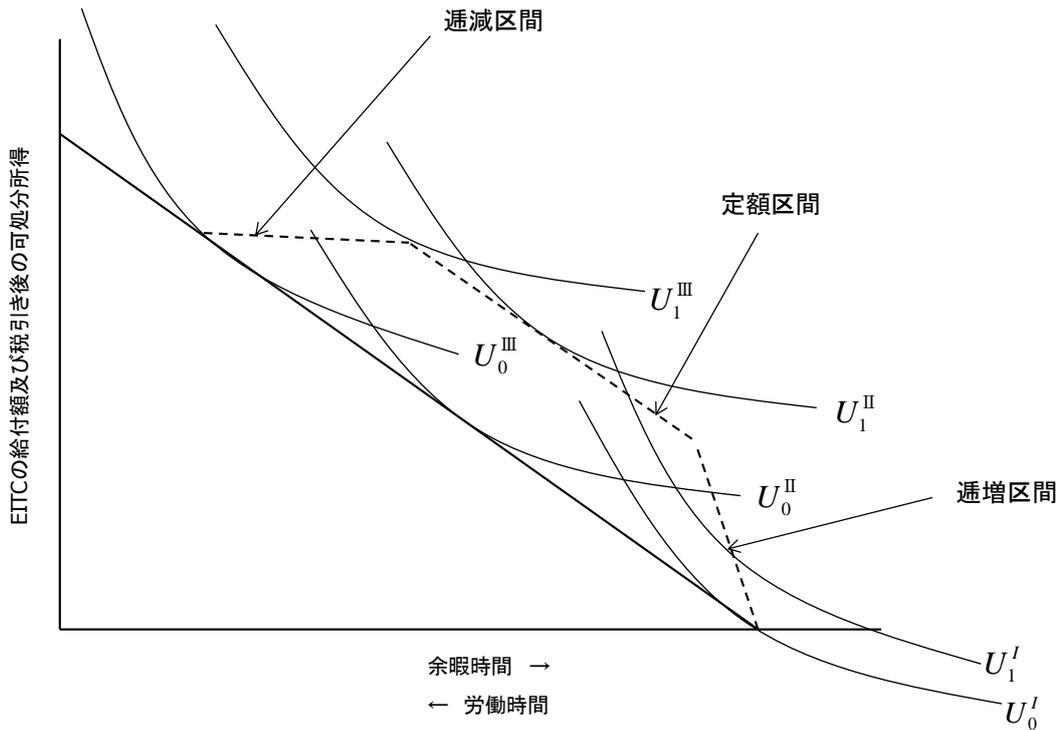
¹⁵ 働くか働かないかの選択は、働く場合の効用水準と、働かない場合の効用水準 (満足度) のどちらが高いかで決まる。この比較をするために便利な道具が無差別曲線 (indifference curve) である。

¹⁶ 賃金率の上昇で相対的に労働供給が有利になり、労働供給が増加する効果。

¹⁷ 余暇の消費が正常財 (所得の増加につれて消費の増加するような財) であれば、賃金率の上昇で実質賃金が拡大すると、余暇の需要が増加し、労働供給は減少する効果。

¹⁸ V. Joseph Hotz & John Karl Scholz (2001) "The Earned Income Tax Credit" National Bureau of Economic Research Working Paper 8078、イデウン・ゴンギホン・ムンサンホ (2015) 「勤労奨励税制の政策効果に関する研究」『韓国政策学会報』第 24 巻 2 号から引用。

図表 16 勤労奨励税制(EITC)の導入による余暇時間と労働時間の選択



出所) V. Joseph Hotz & John Karl Scholz (2001) “The Earned Income Tax Credit” National Bureau of Economic Research Working Paper 8078 に筆者補足.

勤労奨励税制が労働供給に与える効果を分析した先行研究は大きく労働市場への参加に対する影響と労働時間の増減に対する影響に区分できる。但し、韓国は勤労奨励税制を導入してからまだ8年まで過ぎておらず、勤労奨励税制の効果に関する分析が多くないのが現実である。そこで、ここでは韓国より先立って EITC を導入したアメリカの先行研究をまず紹介してから韓国における最近の研究結果を紹介したい。

まず、アメリカにおける勤労奨励税制が労働市場への参加に与える影響に関する先行研究を見てみよう。Keane(1995)と Keane and Moffitt(1998)は、1984年から1996年までの EITC の拡大が労働者の労働参加率を増加させると推計した。また、Dicket, Houser, and Scholz(1995)も EITC により所得が増加する場合、労働参加が増加するという分析結果を出している。Eissa and Liebman(1996)からも EITC の拡大が母親世帯の労働参加率を増加させたという結果が出ている。

次は勤労奨励税制が労働時間に与える影響に関する先行研究を見てみよう。勤労奨励税制と労働参加に関する先行研究が正の結果に一致している研究が多いこととは対照的に、勤労奨励税制と労働時間の関係に関する分析結果は必ずしも収斂していない。

Keane(1995)と Keane and Moffitt(1998)は、EITC は労働市場の参加だけではなく労働時間にも正の効果があると主張している。一方、Hoffam and Seidman(1990), Browsing(1995)は、EITC の拡大が労働者の労働時間を減少させるという分析結果を出している。

では、アメリカより EITC の導入が短い韓国ではどういう結果が出ているだろうか。ソンホンゼ・バンホンギ (2014) は、韓国租税財政研究院の財政パネルデータを用いて、勤労奨励税が労働供給に与える影響を分析した。夫婦世帯や一人親世帯に対する実証分析を行った結果、逡増区間 (phase-in

range、所得が増加するほど勤労奨励金が増加する区間)では労働市場への参加率が増加するという結果が現れた。一方、夫婦世帯では、定額区間(flat range、勤労所得の増加と関係なく最大給付額が支給される区間)や逡減区間(phase-out range、勤労所得が増加することにより勤労奨励金が定率で減少する区間)で労働供給が減少した。しかしながら一人親世帯の場合はこのような結果は現れなかった。

イデウン・ゴンギホン・ムンサンホ (2015) は、「韓国福祉パネル」を用いて、勤労奨励税制の受給が低所得層の労働市場参加や労働時間及び賃金に与える影響に関して差分の差分法 (Difference in Difference Analysis, DID 分析)¹⁹による分析を実施した。分析結果によると、勤労奨励金を受給している集団 (treatment group) の就業率は受給前 (2008 年) の 70.51%から受給後には 78.20% (2012 年) に 7.69%ポイント増加した。一方、勤労奨励金を受給していない集団(control group)の就業率は 2008 年の 71.87%から 2012 年には 66.25%に 5.62%ポイント減少するという結果が出た。また、労働時間の方も勤労奨励金を受給している集団の就業率が同期間に 0.75 カ月増加したことに比べて、勤労奨励金を受給していない集団の労働時間は 0.19 カ月減少した。

ジョンヨンジュン(2010)は、世帯を 7 等分した所得七分位階級を利用し、勤労奨励税制が労働時間に与える効果を分析し、勤労奨励税制の実施が労働時間の増加には大きな影響を与えていないという結果を出した。

ジョンチャンミ・キムゼジン (2015) は、2013 年の「家計動向調査」を用いて、2014 年から適用された勤労奨励税制の支給基準変更と 2015 年から施行された子ども奨励税制による片働き世帯や共働

¹⁹ ある政策を実施する前と政策を実施した後の効果を推計する場合、次のような式により推計することができる。

$$Y_t = \beta_0 + \beta_1 d_t + \varepsilon_t$$

ここで、 Y_t は、政策を実施したことにより影響を受ける変数である。 d_t は、政策の影響を受ける対象であれば 1 で、政策の影響を受けない対象であれば 0 となるダミー変数である。 ε_t は誤差項であり、 β_0 と β_1 は推計するパラメーターである。この式による推計結果を用いて、ある政策を実施することにより Y が増加したという解釈をすることは可能である。しかしながら、Y が増加した要因が、すべてある政策によるものかどうかは断定できない。例えば、一部の都道府県のみある産業政策を実施することにより、該当する都道府県の一人当たり GDP が増加したとしても、それがすべて政策の効果であるとは言い切れない。つまり、その効果には政策による効果のみならず、時間が変化することにより発生する外生的要因 (time effect) が含まれている可能性もある。そこで、差分の差分法 (Difference in Difference Analysis, DID 分析) では、政策の影響を受けるトリートメントグループと、政策の影響を受けないコントロールグループという 2 つのグループに分けて分析を行う。つまり、純粋な政策の効果だけを見るために、政策により影響を受ける対象 (トリートメントグループ) のみならず、時間が経っても政策の影響を受けない対象 (コントロールグループ) を一緒に分析に利用する必要がある。

	トリートメントグループ (政策の影響を受ける都道府県)	コントロールグループ (政策の影響を受けない都道府県)
政策を実施する前 (Before)	a	c
政策を実施した後 (After)	b	d

上記の表を用いて説明すると、トリートメントグループ (政策の影響を受ける都道府県) の政策の実施前後の効果 (b-a) には、政策の効果のみならず、時間が経つことにより発生する外生的要因も含まれていると言える。一方、コントロールグループ (政策の影響を受けない都道府県) の政策の実施前後の効果 (d-c) には、時間の変化による外生的効果だけが反映される。ということは、(b-a) から (d-c) を除くことにより、時間の変化による外生的効果を除いた、純粋な政策効果が得られることになる。但し、一つ注意すべきことは、外生的効果はトリートメントグループとコントロールグループともに同じであると仮定する必要がある。これが差分の差分法の主な内容である。

き世帯の所得変化が所得再分配にどのような影響を与えるのかを分析した。分析結果、勤労奨励税制及び子ども奨励税制は貧困率や所得再分配にプラスの影響を与えるという結果が出たものの、片働き世帯の中の一人親世帯や高齢者世帯等の貧困率はむしろ増加した。

韓国における先行研究の分析結果を見ると、勤労奨励税制の実施が労働市場への参加率や労働時間を増加させたという分析結果もある一方、両方を減少させたという結果もあるなどその結果は必ずしも収斂していない。しかしながら、おおむね労働市場への参加率や労働時間にプラスの影響を与えたという結果が多く、特に逡増区間 (phase-in range、所得が増加するほど勤労奨励金が増加する区間) においては労働市場への参加率を増加させたという研究が多く、韓国における勤労奨励税制は施行初期の目標をある程度達成しているように見える。

しかしながら、解決すべき課題も少なくない。まず、先に対策を取る必要があるのが財源の確保である。勤労奨励税制はその対象者が増加傾向にあり、施行初期に 1,500 億ウォンぐらいであった勤労奨励金や子ども奨励金に対する予算は 2015 年度には 1 兆 7 千億ウォンまで膨らんだ。韓国政府は、今後も給付対象者を拡大する方針 (図表 17) であるものの、景気低迷の影響で実際の税収が予算額を下回っており、財源確保への道は険しいと言わざるを得ない。

また、2015 年度からは専門職を除いた自営業者世帯にも勤労奨励税制を適用している。但し、自営業者の場合は、雇用者に比べて所得捕捉が難しいので、図表 15 のような業種別調整率を反映して勤労奨励税制の受給資格を決めている。しかしながらある業種の場合は調整率が 90% に設定しているなど全体的に調整率が高く、自営業者が勤労奨励税制の適用を受けることはかなり難しいのが現実である。

そこで、経済的に大変な自営業者世帯がより勤労奨励税制の適用を受けさせるためには雇用者に比べて相対的に低い自営業者の所得捕捉率を高めることが優先課題である。自営業者の所得捕捉率が高まると、調整率が引き下げられより多くの自営業者世帯が勤労奨励税制の適用を受けると考えられる。

勤労奨励税制の実施においても一つの課題は、勤労貧困層の多数を占めている女性貧困層の存在である。働いている女性の多くはパートやアルバイト等の不安定的な仕事に従事しているケースが多く、貧困の状態に陥る可能性が高い。また、一度貧困の状態に陥ったらそこから抜け出すことはそれほど簡単ではない。というのは政府がこれまで働く女性に対する関連政策をほぼ実施してきていないからである。従って、今後勤労奨励税制を展開するとともに働く女性に対する勤労環境の整備を含めたワーク・ライフ・バランス政策等をより徹底的に実施すべき必要があり、それこそ女性が労働市場に参加しやすく、貧困から抜け出せる環境の構築につながるだろう。

図表 17 勤労奨励税制の段階的拡大方案

	労働者への適用段階		事業者への拡大段階	全面施行
	1段階 (2008～2010年)	2段階 (2011～2013年)	3段階 (2014年から)	4段階 (2030年まで)
適用対象	子ども2人以上の 持ち家のない世帯	子ども1人以上	子ども1人以上	子どものいない 世帯も対象
適用世帯	約31万世帯	約90万世帯	約150万世帯	約360万世帯
年間予算	約1,500億ウォン	約4,000億ウォン	約1兆ウォン	約2兆5,000億ウォン

出所) 企画財政部 (2011) 「2011 年税法改正 (案)」

5—日本へのインプリケーション

本章で紹介した韓国の勤労奨励税制は、従来のセーフティーネット機能の改善を検討し、打開策の模索をしている日本にとっても、導入の検討の意義はあるだろう。実際、日本でも勤労奨励税制に対する関心は学識者を中心として以前から持たれており、導入の意義やそれに伴う問題点などが熟議されてきた。森信(2008)は、勤労奨励税制を導入する場合の課題として、以下の4点を挙げている。

- ① 政策目標としてどのようなことを掲げ、ターゲットをどの層にするのかを明確にすること。
- ② 制度や政策を十分に議論・検討し、ばらまき型の政策にならないようにすること。
- ③ 制度の悪用による不正受給をどのように防止するかを講じること。
- ④ 税務署が管理や給付を行うので、所得情報を明確に把握できる体制を構築する必要があること。

この課題に関して、韓国のケースと照らし合わせて考えてみると、まず、①に関しては、日本でも韓国と同様に労働力の非正規化の進行により女性労働者や若年世帯の勤労貧困層が急増しているの、働く女性や若年世帯を政策の主なターゲットとして、韓国と同じ政策目標を掲げて制度を構築することに意義があると考えられる。さらに、韓国政府が最近取り入れた「子どもの数による勤労奨励金の差別政策」は、同様に少子化問題を抱えている日本においても十分得策といえるであろう。

②に関しては、両国ともにばらまき型の政策を実施するよりは一人でも長く安定的に働ける雇用を創出する政策に力を入れるべきであり、それこそ、政府の財政を安定させる近道であるだろう。お金をばらまくことが安定的な雇用の場を創出するより簡単だということで、財源を無駄使いしてはならないだろう。

③や④に関しては、日本では2016年1月からスタートしたマイナンバー制度を十分に活用することで対応すべきである。但し、日本より先に全国民に住民登録番号制度を導入し、個人の資産や預貯金等を把握することが可能であった韓国でも不正受給が発生しており、自営業者の所得捕捉は未だに政府の課題として残されている。このような韓国の事例を参考し、日本ではより効果のある制度の構築

を願うところである。

また、一部ではあるものの、軽減税率の代替案として給付付き税額控除を導入すべきだという主張も出ている。安倍政権は公明党の提案を受け入れ、2017年4月に消費税率を10%に引き上げると同時に軽減税率を導入する方向に舵を切っている。しかしながら経済学者を中心として反対の声も少なくない。軽減税率を反対する理由としては、「軽減税率の適用を巡っての政治的ロビー活動が増加する」、「価格体系が歪むことにより資源配分を歪める」、「消費水準が高い高所得者の減税額が多く、結果的に高所得者に有利な政策になる」、「すでに海外で失敗を経験している」などが挙げられる。

2015年12月10日、自民、公明両党は、軽減税率の対象となる品目を酒と外食をのぞく「生鮮食品と加工食品すべて」とすることで合意しており、このまま軽減税率が導入されると消費税率を8%から10%に引き上げた際の税収は約1兆円減ることになる。このうち、4千億円は、消費増税に伴って低所得者向けに使う予定であった財源を利用することで対応可能であるが、残りの6千億円に対してはその財源を確保する方法が全く決まっていない。財源が確保されないと社会保障費の削減も検討されるだろう。

実は、軽減税率の導入費用1兆円は白石が2010年に推計した給付付き税額控除制度の導入費用約1.3兆円にほぼ匹敵する金額といって良い。川口(2015)は、白石の推計結果に基づき、軽減税率の実施と給付付き税額控除制度の導入費用に大きな差がないと説明しながら、給付付き税額控除制度は日本で十分実行できる制度であり、今後その導入に向けて活発な議論が行われるべきであると主張している。

軽減税率の基本的趣旨は消費税率の引き上げに対する「低所得者対策」である。しかしながら、低所得者対策は軽減税率だけではなく他にもある。本文で紹介した給付付き税額控除制度もそのよい例であるだろう。さらに、給付付き税額控除制度は低所得層の労働市場への参加率を高めるという効果も出ている。日本政府が軽減税率の導入だけに偏らず、アメリカや韓国などで先立って実施され、一定の成果を挙げている給付付き税額控除制度の導入も同時に検討しながら、より効果の高い政策を実施することを願うところである。

参考文献

韓国語

- イビョンヒ・その他(2009)『雇用安全網と活性化戦略研究』韓国労働研究院
- イビョンヒ・その他(2010)『勤労貧困の実態と支援政策』韓国労働研究院
- イデウン・ゴンギホン・ムンサンホ(2015)「勤労奨励税制の政策効果に関する研究」『韓国政策学会報』第24巻2号
- 企画財政部(2011)「2011年税法改正(案)」
- 国会立法調査処(2011)「勤労奨励税制運営実態及び改善方案」
- キムヨンミ「零細事業所の従事労働者の実態と移動」
- ゴヨンソン(2011)「勤労年齢層の貧困増加に対応するための政策課題」
- ジョソンジュ・その他(2009)『勤労奨励税制(EITC)が女性の労働供給に与えた効果分析』『労働政策研究』第9巻3号

- ジョンヨンジュン(2010)「勤労奨励税制と最低賃金制度の雇用及び厚生増進効果」『労働レビュー』2010年6月号
- ジョンチャンミ・キムゼジン(2015)「勤労奨励税制の支給基準変更と子ども奨励税制の導入が片働き世帯や共稼ぎ世帯の所得再分配に与える効果」『社会保障研究』第31巻第1号
- ノデミョン・その他(2009)『勤労貧困層支援政策改編方案研究』韓国保健社会研究院
- ソンホンゼ・バンホンギ(2014)「韓国の勤労奨励税制の雇用創出効果分析」『経済学研究』第62集第4号

日本語

- 鎌倉治子(2010)「諸外国の給付付き税額控除の概要」調査と情報－ISSUE BRIEF－ No. 678
- 川口大司(2015)「給付付き税額控除の導入に向けて」RIETI 新春特別コラム：2016年の日本経済を読む
- 金明中(2004)「IMF体制以降の韓国の社会経済の変化と公的・私的社會支出の動向」-特集：IMF体制後の韓国の社会政策-『海外社会保障研究』No. 146
- 金明中(2011)「[韓国における勤労奨励税制（EITC）の現況](#)」『ニッセイ基礎研 REPORT』2011/10/24
- 金今男「韓国の給付つき勤労税額控除制度の概要」森信茂樹編著(2008)『給付つき税額控除』中央経済社
- 鶴 光太郎「税・社会保障一体改革における給付付き税額控除制度導入意義」森信茂樹編著(2008)『給付つき税額控除』中央経済社
- 森信 茂樹(2015)「消費税逆進性対策 — なぜ軽減税率ではなく給付付き税額控除なのか」

英語

- Browning, Edgar K. “Effects of the Earned Income Tax Credit on Income and Welfare,” *National Tax Journal*, Vol. 48, No. 1, 1995, pp. 23-43.
- Dickert, Stacy, Scott Houser and John Karl Scholz, “The Earned Income Tax Credit and Transfer Programs: A Study of Labor Market and Program Participation,” *Tax Policy and the Economy*, James M. Poterba (ed.), National Bureau of Economic Research and the MIT Press, Vol. 9, 1995, pp. 1-50,
- Eissa, Nada and Hilary W. Hoynes, “Taxes and the Labor Market Participation of Married Couples: The Earned Income Tax Credit,” *Journal of Public Economics*, Vol. 88, 2004, pp. 1931-1958.
- Hoffman, Saul D. and Laurence S. Seidman, “The Earned Income Tax Credit: Antipoverty Effectiveness and Labor Market Effects,” W. E. Upjohn Institute for Employment Research, 1990.
- Keane, Michael P., “A New Idea for Welfare Reform,” *Federal Reserve Bank of Minneapolis*

Quarterly Review, Vol. 19, No. 2, 1995, pp.2-28.

- Keane, Michael and Robert Moffitt, “A Structural Model of Multiple Welfare Program Participation and Labor Supply,” *International Economic Review*, Vol. 39, No. 3, 1998, pp. 553-589.
- OECD(2009a), “Is Work the Best Antidote to Poverty?” ,*EmploymentOutlook*, Geneva: OECD.
- OECD(2009b), “The Jobs Crisis: What Are the Implications for Employment and Social Policy”, *Employment Outlook*, Geneva: OECD.
- V. Joseph Hotz & John Karl Scholz (2001) “The Earned Income TaxCredit” National Bureau of Economic Research Working Paper 8078.